

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和元年6月4日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 お手元の広報日程に基づいて、補足説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、1. (1) 第11回の原子力規制委員会が、明日6月5日水曜日10時半から開催される予定でございます。議題は5件予定されております。

まず、議題1「維持規格の技術評価に係る関係規則の解釈等の整備及びこれらに対する意見募集の結果について」。こちらは本年3月13日の委員会におきまして、維持規格の技術評価書案、また、関係する規則の解釈の一部改正案について、委員会で審議を行いまして、その結果を受け、意見募集を行ってきたところでございます。今回はその意見募集の結果を報告し、これらについての一部改正などについて、委員会として決定をいただくということについて審議を行うというものでございます。

次に、議題2「民間規格の技術評価の実施に係る計画について」。こちらは民間規格の活用につきまして、昨年6月の委員会におきまして、その活用に関する方針が了承されたところでございます。この方針に基づきまして、事業者などから意見を聴取し、今年度の民間規格の技術評価の実施の計画、その案を取りまとめましたので、これについて委員会にお諮りをするというものでございます。

次に、議題3「クリアランスの測定及び評価の方法に係る審査基準の制定案及び制定案に対する意見募集の実施について」。本件は、本年3月13日の委員会におきまして、クリアランスの測定・評価の方法に係る審査基準の見直しの方針について審議が行われました。この方針に基づきまして審査基準の具体的な案を作成いたしましたので、これについて委員会にお諮りし、意見募集を実施することについて了承をいただくと。そのための審議をいただくというものでございます。

次に、議題4「実用発電用原子炉施設における警報装置の故障時への対応について」。こちらは昨年11月の委員会におきまして、警報装置が故障した場合の実用発電用原子炉における対応について審議が行われました。これを踏まえまして、実際の対応の状況について、報告を委員会に対して行うというものでございます。

最後に、議題5「国立研究開発法人審議会の委員の任命について」。こちらは国立研究開発法人審議会の委員、その任期の満了に伴いまして、委員の任命を行うというもので

ございます。

次に、広報日程の2ページ目下段になります。6月7日金曜日、(6)第723回の審査会合が午後開催される予定でございます。議題は、記載のと通りの2件が予定されております。

まず、1件目といたしまして、東北電力・泊発電所3号炉の敷地の地質・地質構造についての審査が行われる予定でございます。こちらは追加調査が行われるということで、その計画につきまして、内容、スケジュールについて説明をお聞きするというのを予定してございます。

次に、2件目といたしまして、東北電力・東通原子力発電所の敷地周辺の地質・地質構造及び津波評価についてということで、敷地周辺の地質・地質構造に関しまして、追加調査が実施されているところでございますので、その状況などについて説明をお聞きするとともに、津波評価については、コメントに対する回答をお聞きするという予定でございます。

最後に、3ページ目でございます。6月10日月曜日、(8)第22回のもんじゅ廃止措置安全監視チーム会合が1時半から開催される予定でございます。こちらはもんじゅ廃止措置の実施状況についてということで、前回5月27日の会合において、訓練・点検の状況について説明をお聞きしたところですが、その際のコメントに対する回答、より詳しい御説明をお聞きするというのを予定してございます。

また、廃止措置計画の軽微な変更についての届け出があったところでございます。燃料取り出しの再開の時期を7月から10月に変更するというのを記載してある届け出でございますが、この届け出についての報告もお聞きするというのを予定してございます。

私からの御説明は以上です。

#### <質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

それでは、質問のある方。フジオカさんからどうぞ。

○記者 NHKのフジオカです。

あしたの定例会の議題4になるのですけれども、実用発電用原子炉施設の警報装置故障時の対応、これは明日、各社からの報告が取りまとめられた形で出てくるものなのでしょうか。

○大熊総務課長 こちらは警報装置の故障時の対応の方針を、先ほど申しました昨年11月の委員会で確認をいたしました。そこで、現地の運転検査官が通知を受ける体制を整えてもらうという方針が確認されて、その状況を現地の規制事務所で確認していくということにしておりました。ここで各社の対応の状況について、規制事務所で確認を行いま

したので、その結果を取りまとめて、御報告するという事を予定してございます。

○記者 そうすると、では、各電力会社から入ってきたものを各事務所で取りまとめたものが出てくるというイメージになるのですか、報告というのは。

○大熊総務課長 はい。各社の対応状況を各検査官が事務所として取りまとめ、その結果をまとめて御報告するという事でございます。

蛇足ですが、主たる内容は、何かあった、問題が発生したときに、運転検査官に通知をしてもらうと。そのことをしっかり各社のマネジメントシステムに位置づけてもらうという方針でございましたので、それが位置づけられていることなどを確認しているという事でございます。

○司会 それでは、イワマさん。

○記者 同じく明日の規制委員会の今度は議題3についてなのですが、こちらは、今回、案が出てくるということですが、その対象となるのは、あくまでこのクリアランスの測定の部分、放射線の評価の仕方ですとか、そうした部分に係る部分のみという理解でよろしいのでしょうか。あるいはもう全体としてのという形になるのでしょうか。

○大熊総務課長 こちらは、明日、委員会に諮るのは、測定と評価の方法に関する審査基準ということで、いわゆる内規でございます。測定と評価の方法の具体的な内容について、こちらは旧規制組織が内規として定めておきまして、これを見直しをしていくという方針を本年3月の委員会に諮りました。その方針に基づいて、それを内規の文書に落とし込んだ案を、明日、委員会に諮るという事でございます。

○記者 分かりました。

内規についても、意見募集を実施するという事になるのですね、今回は。案が通ったということですが。

○大熊総務課長 そうですね。意見募集をこの内規について行うということについて、委員会にお諮りをするという事でございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—